

# 一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト

## 謝金規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人愛知子ども応援プロジェクト（以下「当法人」という。）の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (適用範囲等)

第 2 条 本規程は、当法人が主催する各種事業において実働を行う当法人が依頼する協力者等に対する謝金、また、当法人の運営に関する助言等を行う協力者に対する助言謝金に適用する。

### (謝金等の支払基準)

第 3 条 当法人が主催する各種事業において実働を行う当法人が依頼する協力者等に対する謝金、また、当法人の運営に関する助言等を行う協力者に対する助言謝金は、原則として別表の標準単価を適用する。

2 実働謝金等及び助言謝金等の支払対象とする時間は、移動時間及び控え室等での待機時間を除いた実働時間とする。

3 実働謝金等及び助言謝金等の支払単位は 1 時間とし、1 時間未満の端数がある場合は、30 分未満は切り捨て、30 分以上は切り上げとする。ただし、全体で 30 分未満の場合は 1 時間とみなす。

### (謝金の支払方法)

第 4 条 謝金は支払い対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、口座への振込によることができない場合は他の方法により支払うことができる。

2 謝金の支払いにあたっては、当法人は法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行ったうえで、その残額を支払う。

3 前項の規定にかかわらず、法人に対して謝金を支払う場合は源泉徴収は行わない。

(費用)

第 5 条 交通費及び宿泊費を要した場合は、当法人旅費規程を準用して支払う。

2 本規程の対象となる支払対象者が当法人が依頼した業務に関連して前項以外に負担した費用については第5条の定めるところに従い請求を受けたのちには遅滞なく支払う。

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行うものとする。

附則（令和6年4月1日制定）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

<別表>

実働謝金	1時間あたり	1,500円
専門家実働謝金	1時間あたり	2,000円 以上
アドバイザー謝金		其々のアドバイザー契約による金額
助言謝金	1時間あたり	1,500円
その他謝金等	1時間あたり	1,100円